

ゴルフ場利用税を廃止せよ!!

参議院議員 松沢成文

1、経緯

ゴルフは、パチンコやマージャンなどと一緒に昭和 29 年に創設された「娯楽施設利用税」の対象施設とされていました。その後、昭和 63 年の消費税導入に伴いゴルフを除く全ての対象施設が非課税とされたにもかかわらず、ゴルフ場に対する課税だけが「ゴルフ場利用税」として存続されることになりました。このときゴルフ場のみを娯楽施設として課税対象に残す理由として次の 3 点が挙げられています。

- ①ゴルフ場利用者には十分な担税力がある。
- ②ゴルフ場を開設する際の開発許可、関連道路整備など、行政サービスと密接な関係がある。
- ③本税収の内、3 割が都道府県の収入となり残り 7 割は当該ゴルフ場が存在する市町村に交付されており、今や市町村にとっては貴重な財源となっている。

以降、ゴルフ関係団体などは長年、同税の廃止を関係省庁や政府・与党に対して働きかけてきましたが、地方税を所管する総務省や地方自治体の反対を受け基本的な仕組みはそのまま受け継がれています。

現在、ゴルフ場利用税は都道府県税として徴収されていますが、税収の 7 割はゴルフ場が所在する市町村に交付することになっています。税率は各都道府県により異なりますが、標準税率は 1 日あたり 800 円で、1,200 円が上限とされています。平成 24 年度には 507 億円の税収のうち 354 億円が市町村へ交付されています。

2、問題点

(1)課税理由について

①ゴルフ場利用者の担税力

ゴルフ人口は平成 23 年には 924 万人を数え(総務省「平成 23 年社会生活基本調査」)、今やスポーツ種目としてはボウリングと水泳に次ぐ大衆スポーツになっています。平成 11 年からは国民体育大会(国体)の正式種目にも加えられ国民の大衆スポーツとして認知されています。こうした大衆化にはプレー料金の低廉化(平成 24 年全国平均プレー料金 6,024 円(利用税込))も大きく影響しています。また、ゴルファーの収入データを見ても平均年収 700 万円未満の人が多数を占めています(日本ゴルフサミット会議「2001 年調査」、総務省「社会生活基本調査」)。こうした状況からもゴルフは

「金持ちだけの遊び」とはいえず、「ゴルフ場利用者には担税力がある」という理屈はもはや成り立たないことは明らかです。

この点について私の予算委員会での質問(平成 26 年 11 月 4 日)に対して、下村博文文部科学大臣は「お金持ちのごく一部のスポーツではなくて、一般大衆も参加するスポーツだというふうに思います」と述べ、「ゴルフ場利用税を廃止すべき」との考えを表明しています。

②ゴルフ場に対する行政サービスのコスト

ゴルフ場開設時に行政が道路や水道等のインフラを整備しており、その費用を回収するために地方自治体が課税するということですが、他の産業と比較してゴルフ場だけが特別な恩恵やサービスを受けているという事実はありません。ゴルフ場から排出されるごみも事業系一般廃棄物として自らの費用で処理しており、道路なども自ら開設して自治体に寄附しているものも多く存在します。

③市町村にとっての貴重な財源

後に述べますが、本来消費税導入の際に廃止されてしかるべきであった本税は、消費税との二重課税となっており税制として大きな問題を抱えています。この問題を見過ごして「市町村にとっての貴重な財源」であることを存続の理由にするのは、単純に既得権益を手放したくないというだけに他なりません。ゴルフ場利用税が税収の1割を超える自治体もわずかにありますが、こうした自治体へは期限付きの交付税措置により対応すべきであると考えます。

(2)消費税との二重課税

地方税法でゴルフ場利用税は、800 円(標準税率)から 1,200 円(制限税率)と定められており、消費税との「二重課税」となっています。昨年 4 月に消費税が 5%から 8%に増税され地方税収が増えたにもかかわらず見直されませんでした。全国平均のプレー料金 6,000 円に対して、消費税とゴルフ場利用税を合わせた税金の割合は 20%を超える額になります。

この点についても私の質問に対して、麻生太郎財務大臣は消費税を 10%に引き上げる場合は「地方税も増えるので(廃止するには)ひとつのタイミングだ」と答えました。

(3)スポーツ基本法の理念

平成 23 年にスポーツ基本法が制定され、国・地方自治体およびスポーツ団体は国民へのスポーツ普及促進の努力をし、必要な措置を講じることが定められました。その後 18 歳未満の人や 70 歳以上の人、障害者がプレーする場合のほか、国体や学校の教育活動としてゴルフ場を利用する場合には非課税とされる措置はとられましたが、大部分の利用者は課税されたままになっています。

また、来年のリオデジャネイロオリンピックにおいて 112 年ぶりにオリンピックの正式競技に復帰し、国際的にも生涯スポーツとして認知されている中で、スポーツの中でゴルフだけを課税し続けること

は 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催国として恥ずべきことでもあります。

この点も同様に、麻生大臣は「五輪の種目にもなっているゴルフに税金がかかるのはいかなものか」と答弁しました。

(4) 地方経済への悪影響

前出のとおりゴルフプレー料金は 6,024 円まで下がりゴルフ場の経営に深刻な影響を与えています。バブル崩壊後に法的整理を行ったゴルフ場は 890 コースに及び(一季出版調べ)、既に閉鎖まで余儀なくされたゴルフ場は 46 箇所にも達しており、更なる廃業や閉鎖が拡がることが懸念されています。こうしてゴルフ場が閉鎖されると、ゴルフ場利用税はおろか、固定資産税や消費税収入もなくなります。地域の雇用と物品需要、更には交通宿泊需要まで失うことになり、地域経済に与える損失は多大なものになります。

3、廃止の効果

(1) ゴルファーの増加とスポーツ振興

近年ゴルフ人口の減少に歯止めがかからず関連業界においても大きな課題として認識されています。

こうした中、本税を廃止することでプレーしやすい料金の据え置きが可能となり、ゴルフ場来場者を確保し、競技人口の拡大につながるものと考えます。実際に、ゴルフ場利用税の一部非課税化によって、課税対象となる利用者数が 8426 万人(平成 15 年)から 7302 万人(平成 23 年)に減少する一方で、非課税利用者数は 410 万人(平成 15 年)から 1130 万人(平成 23 年)と 9 年で 2.75 倍に増加しています。このことから、低料金化の中でプレーヤーに占める割合が大きくなっているゴルフ場利用税を廃止することで、これまで課税対象となっていた利用者が増加することが予測できます。競技のすそ野を広げることで 2020 年東京オリンピック・パラリンピックへの準備とこれをきっかけとしたゴルフ人口の拡大と振興が期待されます。

(2) 地方経済の活性化

ゴルフ場では全国で 13 万 3000 人(平成 22 年)もの人が働いています。また、国内ゴルフ場の年間収入高は 9889 億円で、その経済波及効果は 1.7 兆円にも及びます。ゴルフ用品や練習場だけでなく、ゴルフに関連して交通機関や宿泊、飲食など幅広い需要が地域にもたらされており、ゴルフはすそ野の広い産業であるといえます。本税を廃止することでゴルファーが 10%程度増加すればその波及効果は 1 ゴルフ場当たりで 7700 万円平均と見込まれ、本税を維持するより合理的な結果をもたらします。

本税を廃止することで利用者が増え、ゴルフ場が活性化することは、直接的にも間接的にも地域経済に多大なメリットをもたらす地方創生につながるのです。

4、最後に

ゴルフ場利用税の廃止について、昨年11月4日の参議院予算委員会とこれに続く同月14日の参議院創生特別委員会で質疑を行いました。予算委員会では、前出の下村大臣と麻生大臣の廃止に前向きな答弁に加え、安倍総理からも「ゴルフ場の料金のうち税金の比率が高くなっているのは事実である。総務大臣ともよく相談しながら検討していきたい。」との答弁を引き出しました。ここに至り、本税廃止の機運が高まりマスコミなどからも大きな注目を集めることになりました。

しかし、年末の衆議院解散総選挙に伴い新年度の税制改正作業が短期間で進められる中、政府の判断により2015年度の税制改正ではゴルフ場利用税の廃止が見送られてしまいました。税収減となる約500億円の代替財源について総務省と協議する時間がないことがその理由であると報道されています。

明確な理由が示されないまま本税が存続することに強い憤りを感じますが、平成27年4月に延期された消費税10%への増税を待つことなく早期の実現に向けて引き続き働きかけを行ってまいります。

以上